

用地測量について

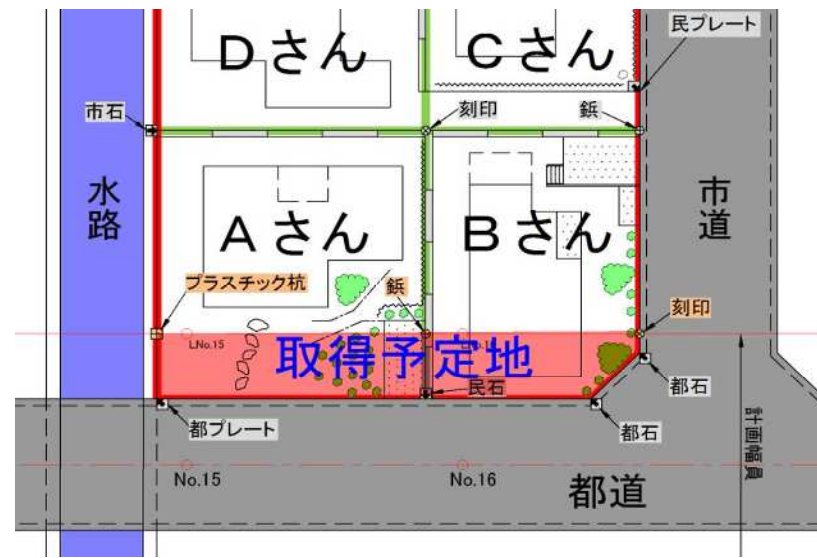
用地取得の対象となる土地について、周辺の土地との境界を確認のうえ、取得する用地の面積を確定する作業です。境界確認に必要となる図面等は東京都が作成します。

[境界確認作業]

- 公共用地（水路・道路等）との境界立会い（下図 赤線部）
水路、都道、市道と隣接する土地（民有地）との境界は、各々の公共施設管理者と土地所有者との間で立会い、確認いただきます。境界線及び境界点を確認後、署名押印をお願いします。
- 民有地と民有地との境界立会い（下図 緑線部）
隣接する民有地と民有地との境界は、それぞれの所有者との間で立会い、確認いただきます。境界線及び境界点を確認後、署名押印をお願いします。
- 境界立会の日時調整
東京都南多摩東部建設事務所が関係者と調整のうえ、別途「封書」により通知させていただきます。

[測量作業]

測量作業を行なう者は、東京都の腕章を着用し、東京都発行の身分証明書を携帯いたします。



お問い合わせは

東京都南多摩東部建設事務所 工事課
〒194-0021 東京都町田市巾町1-31-12

○事業に関すること 道路設計担当
電話042-720-8643

○測量に関すること 測量担当
電話042-720-8649

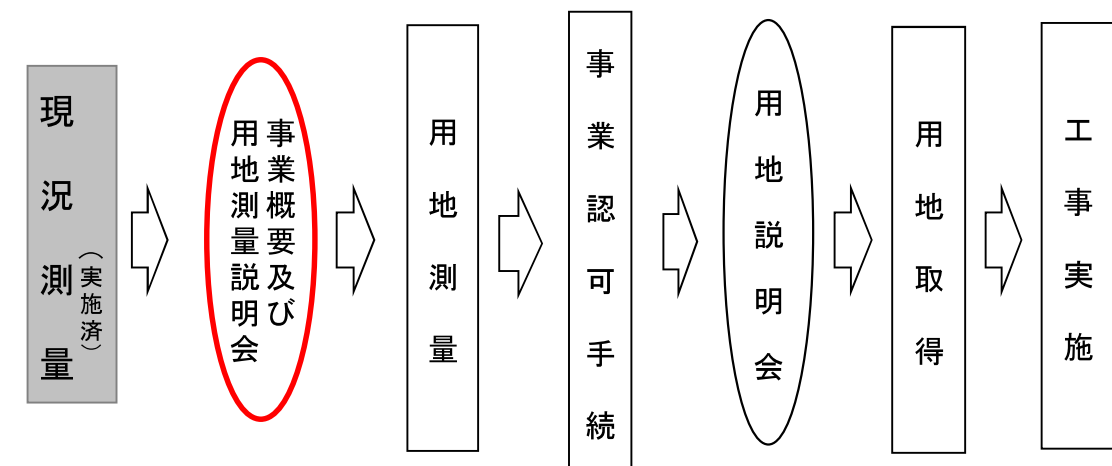
平成30年9月

主要地方道八王子町田線（第47号）町田街道

【町田都市計画道路3・3・36号相原鶴間線】

〔常盤町〕

事業概要及び用地測量説明会



日時 平成30年 9月12日（水）

午後7時より午後8時30分

場所 忠生市民センター

東京都南多摩東部建設事務所

道路整備事業のあらまし

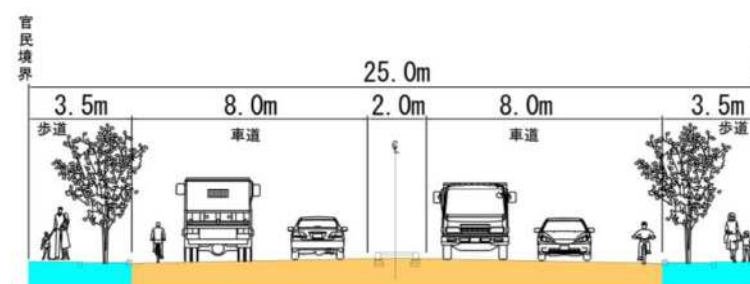
事業の目的

- 広域的な交通ネットワークの形成と円滑な道路交通の確保
- 安全で安心な歩行空間等の整備による歩行者・自転車の安全確保
- 災害時応援活動の円滑化及び防災性の向上
- 電線類の地中化による良好な景観の創出

事業の概要

- 都市計画決定 昭和36年10月5日 建設省告示第2275号
- 事業延長 約700m
- 幅員 25m (車道18m、歩道3.5m×2)
- 車線 往復4車線

標準断面図

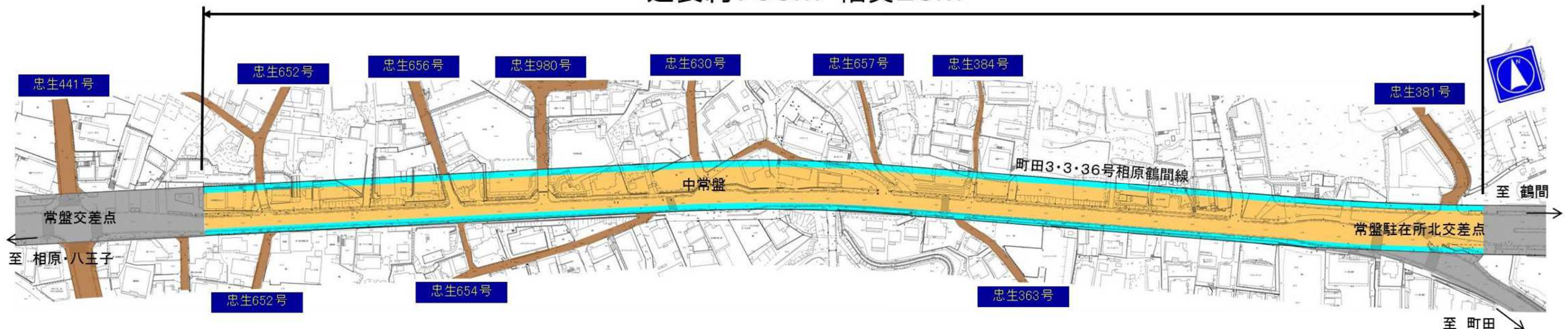


位置図



平面図

延長約700m 幅員25m



※注 この図面は平成29年度の現況測量成果をもとに作成したものです。
今後、関係機関との協議により変更となることがあります。